

宇和島市監査委員公表第5号

定期監査結果報告に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況を次のとおり公表する。

令和8年5月20日

宇和島市監査委員 山田喜昭

宇和島市監査委員 三曳重郎

8字総第931号
令和8年5月19日

宇和島市監査委員 山田 喜昭 様
宇和島市監査委員 三曳 重郎 様

宇和島市長 岡原 文彰
(公印省略)

定期監査結果報告に基づく措置状況について

令和8年2月4日付7字監第373号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考とした改善措置等の状況について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

所管部課	保健福祉部福祉課		
改善措置等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済	<input checked="" type="checkbox"/> 措置予定	<input type="checkbox"/> 措置しない
指 摘 事 項	措 置 状 況		
1 物価高騰対応重点支援給付金振込手数料等の単価契約において、事務処理要領に基づく執行同等の書類が作成されていないことが確認された。契約手続きにおいては、契約ライブラリ等を参考にし、必要書類を整備した上で、宇和島市事務決裁規程に基づく決裁を受ける等、適切な事務処理をされたい。	1 単価契約に関する事務処理要領に基づき、執行同等の作成など適切な事務処理を行い、必要書類の整備を徹底し、適切な事務処理に努めます。		
2 宇和島地区保護司会補助金等の実績報告において、支出を証明する書類等による決算額の確認が行われていなかった。今後は補助事業者に領収書等の提出を求め、決算額の確認を行う等、適切な事務処理をされたい。	2 補助事業者に対して実績報告時には領収書等の提出を徹底し、その関係書類を十分に確認するなど、適切な事務処理に努めます。		

<p>3 社会福祉協議会補助金等の交付決定額を全額概算払しているものについては、支払確定後に精算処理を行い、証拠書類を添えて会計管理者に報告することとしている（会計規則第55条第1項・第2項）。会計規則に基づき適切な事務処理をされたい。</p>	<p>3 今後は、会計規則等に基づき、交付決定額の全額を概算払している案件については、会計管理者への報告等、適正な事務処理に努めます。</p>
--	---

所管部課	保健福祉部こども家庭課
------	-------------

改善措置等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済	<input type="checkbox"/> 措置予定	<input type="checkbox"/> 措置しない
----------	---	-------------------------------	--------------------------------

指 摘 事 項	措 置 状 況
---------	---------

<p>玉津保育園屋根修繕契約等において、解体工事等特記仕様書に定められている「解体等工事に係る事前説明書面」や「事前調査の結果等を石綿事前調査結果報告システムによる報告内容確認ができる書類」の提出が確認できない契約が見受けられたので、関係法令及び特記仕様書に基づき適切な事務処理をされたい。</p>	<p>関係法令及び特記仕様書に基づき、適切な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p>
---	--

所管部課	保健福祉部高齢者福祉課
------	-------------

改善措置等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済	<input checked="" type="checkbox"/> 措置予定	<input type="checkbox"/> 措置しない
----------	---	--	--------------------------------

指 摘 事 項	措 置 状 況
---------	---------

<p>1 緊急通報装置貸与事業等の単価契約において、事務処理要領に基づく執行同等の書類が作成されていないことが確認された。また、うわじまがいな健康カーニバル企画運営業務委託契約において、変更協議における決裁等の必要な事務処理が適切に行われていない事例が見受けられた。契約手続きにおいては、契約ライブラリ等を参考にし、必要書類を整備した上で、宇和島市事務決裁規程に基づく決裁を受ける等、適切な事務処理をさ</p>	<p>1 緊急通報装置貸与事業等の単価契約については、事務処理要領に基づいて執行同等の書類を適正に作成します。</p> <p>うわじまがいな健康カーニバル企画運営業務委託契約の変更協議にあたっては、契約金額の増減額に従い、事務決裁を行うとともに適正な事務処理に努めます。</p>
---	---

<p>れたい。</p> <p>2 老人クラブ運営事業費等補助金等の交付決定額を全額概算払しているものについては、支払確定後に精算処理を行い、証拠書類を添えて会計管理者に報告することとしている（会計規則第 55 条第 1 項・第 2 項）。会計規則に基づき適切な事務処理をされたい。</p>	<p>2 今後は、会計規則等に基づき、交付決定額の全額を概算払している案件については、会計管理者への報告等、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>所管部課 保健福祉部保護課</p>	
<p>改善措置等の状況 <input checked="" type="checkbox"/>措置済 <input checked="" type="checkbox"/>措置予定 <input type="checkbox"/>措置しない</p>	
<p>指 摘 事 項</p>	<p>措 置 状 況</p>
<p>1 生活保護費徴収金の債権管理について監査したところ、令和 6 年度においては、督促及び催告等を行っていない案件が多数あり、また、これまでの債権に関する記録等が一元的に管理されておらず、適正な債権管理等が行われているとは認められなかった。徴収金の調定額及びその債権に係る不納欠損額は、国庫負担金の算定対象となっていることから、徴収金の回収及びその債権を適正に管理することは重要である。徴収金の債権管理状況の調査を行うとともに、国の通知等に基づき、徴収金の債権管理に係るマニュアル及び債権管理台帳等を整備し、適切な債権管理を行われたい。</p> <p>2 生活保護法では、引取者のいない死亡人の遺留金については、市が保管し、相続財産清算人に引き渡すこと等とされている。この市が保管する遺留金の取扱いについては、遺留金管理簿に記載し、</p>	<p>1 債権の管理状況について改めて全件精査を実施し、令和 6 年度に督促及び催告が滞っていた対象者を含め、速やかに催告書を送付いたしました。今後は督促、催告等を行い、定期的な進捗確認の徹底に努めます。</p> <p>また、「愛媛県生活保護費返還金等債権管理マニュアル」に準拠した市独自の運用マニュアル及び一元管理用の「生活保護費返還金等債権管理台帳」の整備を図ります。これにより、個別の債権状況を正確に把握し、調定から収納、不納欠損処理に至るまでの経過を可視化することで、適正な債権管理体制を構築します。</p> <p>2 遺留金の取扱いについては、令和 7 年 12 月 1 日付で「身寄りのない死亡者に係る遺留金品取扱内規」を制定しました。これまで一元的な管理が不十分であった点については、当該内規に基づき、</p>

金庫に保管されており、その中には長期間にわたり保管されているものもあった。金庫への出し入れは、必ず2名で行っているとのことであったが、その際、書面による確認等を行っていなかった。この取扱いは、保管する遺留金の安全性や不正防止の観点から不十分であると認められる。国が作成した「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」によると、遺留金については、歳入歳出外現金として保管することが可能であることが明示されていることから、歳入歳出外現金として取り扱うことが適当であり、宇和島市会計規則に基づき適切な事務執行を行われない。なお、引取者のいない死亡人の遺留金の取扱いについては、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律に基づく場合も同様であり、関係課において、その取扱いについて協議の上、共有されたい。

受領したすべての遺留金品を「遺留金品管理簿」へ記録し、集約して管理する体制を整えました。

あわせて、受領時には職員複数体制で内容を確認し、現金については原則として「歳入歳出外現金」として入金管理を行う運用を徹底することで、安全性及び不正防止を図ります。また、遺留金等を取り扱う関係各課との実務者会議を開催し、市全体として統一的な管理体制を構築します。